

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

「豊かな自然を活かした、低炭素なまちづくり」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

長野県、飯田市

3. 地域再生計画の区域

飯田市の区域の一部（竜西地区）

4. 地域再生計画の目標

飯田市は、日本のほぼ中央に位置し長野県の最南端、いわゆる伊那谷における中心都市である。人口は105,867人(平成21年4月1日現在)、面積658.76平方キロメートルで、東に南アルプスと伊那山脈、西に中央アルプスがそびえ、山すそは扇状地と段丘が広がり、豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれている。

中心市街地は、古くから商工業の中心地として栄え、天竜川畔は主として水田、段丘地帯は畑地で果樹園が散在し、周囲および南部高原地帯の多くは山林であるが、山あいでは水利のよい場所には水田が、日当たりの良い傾斜地には段々畑が点在し、美しい農村風景をつくっている。

当市は、市域の80%以上が森林であるため、山林の機能を維持し林業の振興を図ることが、地域を活性化し豊かな自然や景観を保全することにつながる。

また、森林が持つ水源保全などの公益的機能や、環境の視点からの木質バイオマスエネルギーとしての木材利用や二酸化炭素の吸収源としての機能など、森林に求められる役割は大きくなっている。したがって、森林整備(間伐)を推進し、地域産材(間伐材)利用を促進することが、当地域にとっての大きな課題となっている。

しかし、現状では林道の安全確保が不十分であり森林整備推進のためにも林道整備が必要である。また、木材搬出のための運搬路となる道路について、市街地部分の渋滞箇所を解消すると同時に、歩行者に対しても安全な道路確保が求められている。このため、基盤となる林道や関連性を有する道路について、一体的・効率的に相互に連携して整備を行う必要がある。

また、豊富な森林資源を積極的に活用した体験学習や、森林環境の育成や森林資源の有効活用を推進するために市民参加による森づくり、森林とふれあい山に関心を持ってもらうことで、森林の持つ多様な公益的機能の重要性を認識し、森林を守り育てていく気持ちを育む

取り組み等を進めていく必要がある。

これらの地域活性化策を積極的に推進することにより、都市との交流の拡大や地域産業の振興がより一層促進され、「豊かな自然を活かした、低炭素なまちづくり」として、うるおいのある生活環境の創造や快適で魅力ある地域の活性化が図られる。

このことが、当市の将来都市像である「文化経済自立都市」の実現や、環境モデル都市行動計画（環境モデル都市平成21年1月23日選定）における二酸化炭素の削減目標の達成に寄与することとなる。

なお、当市では「南信州グリーン・ツーリズム特区」（平成15年度）の認定を受け、豊かな自然や農業を活用した体験教育旅行、ワーキングホリデー等に積極的に取り組んでおり、年間約4万5千人もの人たちが様々なプログラムを体験している。こうした取り組みを、豊富な地域資源が存在する中山間地域へ更に広く展開させ、本地域再生の取り組みと連携することにより、相互の取り組みの効果を高めることとなる。

（目標1）林業の振興と松川流域の保全

（森林整備面積90ha→110ha、間伐実施面積330ha→365ha、水源の確保710万t／年）

（目標2）道路整備による渋滞ポイントの減少と安全性の確保

（計画区間内の渋滞箇所2箇所→0箇所、計画区間内の歩道整備率15%→100%）

（目標3）体験プログラム利用者数 4万5千人／年→5万人

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

林道松川入線の整備により、木材搬出の安全確保や森林整備、間伐等施業の効率化を図るとともに、林業振興を推進し森林が持つ公益的機能（山腹崩壊防止、水源確保、二酸化炭素の吸収等）を十分に発揮させる。さらに一般車の安全が確保されることにより、入山者の増加が見込まれ、山・自然への関心の高まりと市民参加型の「森林づくり」が期待できる。

また、市道飯田144号線の整備により、木材運搬車輛の通過路線である主要地方道飯田南木曾線から、混雑する市街地中心部の通行をさげ、ふるさと農道上郷東地区を經由する下伊那郡喬木村の木材共販所までの通行が改善される。また、国道256号を經由する中央道飯田IC及び阿智村方面へのアクセスも改善され、交通の円滑化が図られる。更に、市役所周辺道路の改良であることから、交通混雑の解消と歩行者に対する安全が確保される。

以上の事業は、地域産業の基盤整備だけでなく、都市部の交流促進のアクセス道路としても重要な道路ネットワークとして位置づけられるため、一体的・効率的に整備していく。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[市道：道路法に規定する市道に認定済み]

- ・市道飯田144号線：昭和62年1月28日

[林道：森林法による地域森林計画（平成20年4月樹立）]

- ・林道松川入り線

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・市道（飯田市区域の一部） 飯田市
- ・林道（飯田市） 飯田市（地域森林計画に掲載済み）

[事業期間]

- ・市道（平成22～26年度）
- ・林道（平成22～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 0.33km
- ・林道 0.40km
- ・総事業費 1,420,000千円（うち総交付金 710,000千円）
 - 市道 1,370,000千円（うち交付金 685,000千円）
 - 林道 50,000千円（うち交付金 25,000千円）

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取組

- ・該当なし

5-3-2 支援措置に関連して行うその他の取組

- ・体験と交流の森づくり事業

（事業主体：『育樹祭』飯田東ロータリー水保全委員会）

市民で構成する団体等が行う里山林での体験交流学習や山林整備等の活動を支援するため、森林を提供することにより、市民参加による森づくりを行い、森林環境の育成や森林資源の有効活用を推進する。

- ・森林ふれあい事業 『松川の清流と自然を訪ねて』

（事業主体：飯田市、鼎まちづくり委員会）

市民が、山に関心を持ち森林の持っている多様な公益的機能の重要性を理解し、森林を守り育てていく意識の高揚につながるように、森林自然環境の中で楽しみながら、森林とふれあえるイベントを実施する。

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表をするとともに、関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会(仮称)」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「南信州グリーン・ツーリズム特区」(平成15年5月23日認定)

- ・1002 地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業
遊休農地の南信州グリーン・ツーリズム特区内の一般企業等への貸付事業
- ・1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
地方公共団体等から特定法人への貸付事業
- ・407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
特区内の農家が消防法の規制緩和により民宿として営業できるようにする
- ・707 特定農業者による濁酒の製造事業
特定農業者による「どぶろく」の製造事業(体験民宿農家が酒類製造免許を取得し自ら製造した濁酒をスローフードとして宿泊者に提供するなど、この地を訪れなければ体験できないという価値観を生み出す)

以上の事業は、現在、農村部を中心に行われているが、今回の地域再生の取り組みやその他の関連事業と連携を図り、豊富な地域資源が存在する中山間地域について、より一層展開させていく。